

竹富町観光案内人（事業者・ガイド）の責務・遵守事項等

竹富町観光事業者免許を付与されて観光案内人（事業者・ガイド）となられたみなさんには、観光案内人の責務や遵守事項等が生じます。下記に遵守事項等をまとめましたので、登録されているガイドの方も含め、熟読のうえ事業を行っていただくようお願いします。

【日常の事業の中で行っていただくこと】

・免許証及びピンバッジの提示（条例第14条）

ガイドを行うに際しては、免許証及びピンバッジを常に携行し、かつ外部から視認しやすい方法で掲示してください。（免許交付時にお渡しするカードホルダーを使っていただいても、その他の方法で携行・掲示していただいても構いません。）

また、観光旅行者、町の職員、地域住民その他関係者から免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。

・同意書の取得（条例第14条）

案内する観光旅行者に対し、自然観光資源の利活用に関して必要な注意事項等を事前に説明し、かつ同意書に署名をしていただく必要があります。

同意書の例が別紙3（観光旅行者等への事前説明及び同意書に関する作成要領）にありますのでそのまま使用いただくか、普段、観光旅行者に対しガイド前に署名を求めている書類がある場合、その書類に別紙3の内容を盛り込んでいただく形でも問題ありません。

・「月別実績内訳書」「年間実績報告書」の記入（条例第15条、施行規則第12条）

利用した自然観光資源（フィールド）と案内した人数、案内したガイドの氏名等のデータを様式第10号（年間実績報告書）及び別紙4（月別実績内訳書）に記録してください。

なお記録いただいた年間実績報告書及び月別実績内訳書は当該年度のものをまとめて、次年度の4月1日から5月31日までに提出いただく必要があります。提出は、電子ファイルを下記メールアドレスまで送付ください。メールでの送付が難しい場合、郵送や窓口への直接の持ち込みでも結構です。

・自然環境の異常等の報告（条例第16条）

自然環境の破壊等（自然的、人為的）を発見した際、盗掘や密猟等の違法行為や、免許を取得していないと思われる者による観光案内等、竹富町観光案内人条例違反と思われる行為を確認した際は、下記メールアドレス又は電話番号までご連絡ください。

【年度ごとに毎年行っていたこと】

・必要な講習の受講（条例第8条、施行規則第7条）

年度（4月1日～翌3月31日）毎に以下講習を受講していただく必要があります。それぞれの講習に関する情報は、開催前に連絡させていただきます。

- ①法令等に関する講習（年1回以上） ※町や関係機関が主催します。
- ②利用ルール、安全管理等に関する研修会（年2回以上） ※町や関係機関が主催します。
- ③救急救命に関する講習（年1回以上） ※町も主催しますが、石垣市消防本部や日本赤十字社等、関係する団体の講習も認められます。詳しくは別添資料をご確認ください。

・毎年4月1日から5月31日までの期間に下記書類の提出（条例第15条、施行規則第12条）

- ①前年度に受講した上記の講習の受講証明
- ②前年度の「月別実績内訳書」（別紙4）「年間実績報告書」（様式第10号）
- ③当該年度の賠償責任保険加入証明書等の写し

【免許更新の際に行っていたこと】

・更新に必要な書類の提出（条例第12条、施行規則第10条）

免許の有効期限は3年間となっています。有効期限の3カ月前から1カ月前までの期間中に免許更新のため、申請書（様式第2号、様式第6号）及び添付書類を提出する必要があります。

【その他】

・申請時に提出した書類の内容に変更があった時の変更届の提出（条例第11条、施行規則第9条）

事業主や住所、屋号に変更があった際、登録している観光ガイドに変更があった際や新たに従事するガイドを追加する場合、登録している車両やカヌー等の機材の数量を変更する際は、速やかに様式第9号（観光案内人免許申請事項の変更又は事業の廃止に関する届出書）及び必要な添付書類を提出してください。

・免許証やピンバッジ、ステッカーを紛失した際に再発行願の提出

免許交付時にお渡しする免許証やピンバッジを紛失した際や、車両やカヌー等の機材に貼付したステッカーが剥がれた際は、再発行の手続きが必要になります（ピンバッジやステッカー等の再発行は実費負担になります）。

・廃業した場合の届出の提出（条例第11条、13条）

事業を廃止した時には速やかに様式第9号（観光案内人免許申請事項の変更又は事業の廃止に関する届出書）を提出し、免許証、ピンバッジ等を返納してください。

※これらの手続きについては随時受け付けますが、窓口で事前連絡の上、手続きを行って下さい。

【様式等ダウンロード先】

竹富町ウェブサイトには各種様式を掲載していますので、そこからダウンロードをお願いします。

<https://www.town.taketomi.lg.jp/soshiki/1561941707/1585649467/>



【連絡先／変更届・報告書等提出先】

●竹富町観光案内人条例窓口（西表）

〒907-1541 沖縄県八重山郡竹富町字上原 870-277 西表島エコツーリズムセンター内

TEL：0980-87-5567 mail：kankoannainin@gmail.com

平日 9:30-12:00,13:00-16:00



●竹富町世界遺産推進室

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL：0980-83-1306 mail：sekaiisan@town.taketomi.okinawa.jp



免許交付時にお渡しするもの

- ・竹富町観光事業者免許状 → 事業所・ショップに掲示
- ・竹富町観光ガイド免許証 → ガイド中は常に携行し、外部から視認しやすいように掲げる
- ・免許証用カードホルダー → 免許証を掲示する際に活用。本カードホルダー以外のものを使って掲示することも可
- ・竹富町観光ガイド徽章（ピンバッジ） → 免許証と同じ
- ・証票（ステッカー） → 大サイズのものは申請の際記載した車両、小サイズのものは申請の際記載したカヌー・カヤック等の機材の見えやすいところに貼付する
- ・竹富町観光案内人（事業者・ガイド）の責務・遵守事項等説明文書（本状） → 登録ガイド含め、内容を確認

●参考 竹富町観光案内人条例 関連条文（一部抜粋）

条例第5条（観光案内人の責務）

- 1 観光案内人は、本条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令を遵守し、かつ西表島等の自然環境の保全及び自然環境資源の持続可能な利活用のために、最大限配慮しなければならない。
- 2 観光案内人は、自らの利用客に対して前項の関係法令を遵守させなければならない。
- 3 観光案内人は、自らの利用客以外の者が本条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令に明白に違反していることを知った場合には、時宜に応じて適切に対応するよう努めなければならない。
- 4 観光案内人は、竹富町の名誉を毀損しないよう、最大限配慮しなければならない。

条例第8条（免許）

- 8 免許を受けた観光案内人は、規則に定める講習、研修等を受講しなければならない。

施行規則第7条

- 1 条例第8条第8項の規則に定める講習、研修等と、その受講、参加回数については、次のとおりとする。
 - （1） 竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催する法令等に関する講習会：年1回以上
 - （2） 竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催又は認定する、利用ルール、安全管理等に関する研修会等：年2回以上
 - （3） 消防局、日本赤十字社その他団体が主催する救命救急に関する講習：年1回以上
- 2 免許を受けた観光案内人は全て、前項に定める講習、研修等を修了したことを証明する文書を町長に提出しなければならない。
- 3 観光事業者は、当該年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）に受講した講習、研修等の修了証を、次年度の4月1日から2か月以内に一括して提出する。

条例第11条（変更等の届出）

- 1 観光案内人は、第8条第2項に掲げる事項に関し変更があったとき、又は事業を廃止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

施行規則第9条

- 1 条例第11条第1項の規定により、条例第8条第2項に掲げる事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときには、「西表島等の観光案内人免許申請事項の変更又は事業の廃止に関する届出書(様式第9号)」及び様式第9号欄外に記載の添付書類を町長に提出しなければならない。
- 3 観光ガイドとして従事する者を追加する場合には、当該免許の有効期限に関わらず、1人につき第6条第2項の登録料を納めなければならない。

条例第 12 条（免許の更新）

- 1 観光案内人の免許は、規則に定める年限ごとに更新しなければ、その期限の翌日から効力を失う。
- 2 観光案内人が免許を更新する場合には、前項の免許有効期限の 3 か月前より 1 か月前（以下「免許更新申請期間」という。）までに申請しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

施行規則第 10 条

- 1 条例第 12 条第 1 項の規則に定める観光案内人の免許の有効期間は、3 年間とする。
- 2 免許更新を行う観光案内人は、条例第 8 条第 2 項並びに規則第 5 条及び第 7 条の規定を準用して、必要な文書を提出しなければならない。

条例第 13 条（廃業等の理由による免許証の返納）

- 1 免許事業者は、第 12 条第 1 項に定める免許更新申請期間を徒過し、かつ再度の免許申請をしない場合、事業を休業若しくは廃業する場合、又は第 25 条により免許が失効した場合には、町長に対し、速やかに免許証等を返納しなければならない。

条例第 14 条（自然観光事業を実施する上での観光案内人の遵守事項）

- 1 観光案内人は、業務を行うに際しては、案内する観光旅行者等全員に対し、別に定める要領に従い、自然観光資源の利活用に関して必要な注意事項等を事前に説明し、かつ同意書に署名をもらわなければならない。
- 2 観光案内人は、業務を行うに際しては、免許証を常に携行し、かつ外部から視認しやすい方法で掲げなければならない。
- 3 観光案内人は、観光旅行者等、町の職員、地域住民その他関係者から免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 観光案内人は、案内する観光旅行者等の安全、安心な旅行を最優先と考え、その上で満足度が高い、又は最良の思い出が残るような旅行の実現に、最大限配慮するよう努めなければならない。

条例第 15 条（観光事業者の業務に関する関係書類の整備）

- 1 観光事業者は、規則に定める自然観光事業に係る関係書類を整備し、これを保存しなければならない。
- 2 観光事業者は、規則に定める通り、前項の関係書類を町長に提出しなければならない。

施行規則第 12 条

- 1 条例第 15 条第 1 項の規則に定める自然観光事業に係る関係書類とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 賠償責任保険加入証明書の写し
 - (2) 西表島等における自然観光事業の年間実績報告書（様式第 10 号）
 - (3) 西表島等における自然観光事業の月別実績内訳書（別紙 4）
- 2 観光事業者は、前項の関係書類を、当該年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間）分をとりまとめ、次年度の 4 月 1 日から 2 か月以内に一括して提出しなければならない。
- 2 本条第 1 項の規定により整備した書類の保存期間は、提出日より 3 年とする。

条例第 16 条（観光案内人の報告義務）

- 1 観光案内人は、西表島等の自然環境又は自然環境資源が滅失、破壊、毀損、汚損又は動植物等の殺傷、盗難、衰亡等（以下、「自然環境破壊等」という。）されていることを発見したときには、それがたとえ軽微なものであると思料する場合でも、直ちに町長に報告しなければならない。
- 2 観光案内人は、何人も自然環境及びその生態系の保全に係る関係法令又は本条例に違反する行為を行っていると思料したとき、又は本条例に基づく免許を受けずに観光案内等を行っていると思料したときには、直ちに町長に報告しなければならない。

条例第 17 条（観光案内人及び観光旅行者等の竹富町自然環境保護条例の遵守）

- 1 観光案内人及び観光旅行者等は、竹富町自然環境保護条例第 3 条の基本理念を十分に理解するとともに、同条例第 12 条、第 24 条、第 28 条及び第 33 条に規定される事項については、特に遵守しなければならない。

条例第 18 条（観光案内人及び観光旅行者等が自然環境破壊等に対する原状回復義務）

- 1 西表島等において、観光案内人及び観光旅行者等が前条によるほか、自然環境破壊等をした場合には、原状に回復する義務を負わなければならない。

条例第 19 条（観光案内人及び観光旅行者等が自然環境破壊等に対する費用弁済義務）

- 1 西表島等において、観光案内人及び観光旅行者等が第 17 条又は前条によるほか、自然環境破壊等をした場合には、その回復に伴う費用を弁済する義務を負わなければならない。

(別添)

竹富町観光案内人

救命救急に関する講習として認められる受講実績/資格一覧
(竹富町観光案内人条例施行規則第7条第1項第3号関連)

救命救急法は、頻繁に見直しが行われており、救命技能の維持向上には定期的な受講が必要とされています。観光案内人条例では、年度毎に下記救命救急講習のいずれかを受講していただき、翌年度の4月1日～5月31日の間に、受講を証明する文書を提出いただく必要があります。

1. 石垣市消防本部 普通救命講習 I
2. 日本赤十字社 救急法基礎講習
3. 竹富町・日本救急システム株式会社 (JEMS) 主催救命講習
4. 上記と同等以上の救命救急技術の知識取得が可能と認められる講習

● 問合せがあったもので認めるもの

- ・沖縄マリンレジャーセイフティービューロー (OMSB) 水難救助員 新規/更新講習
- ・沖縄マリンレジャーセイフティービューロー (OMSB) シュノーケルインストラクター 新規/更新講習
- ・沖縄県消防学校 消防団員基礎教育訓練
- ・(一社) 社会スポーツセンターCPR 普及員
- ・PADI EFR インストラクター 新規/更新講習
- ・PADI EFR 新規/更新講習
- ・NAUI CPR&First Aid プログラム (CPR プログラム/ベーシックプログラム)

等

※上記以外の講習で、実施団体、講習内容が明確で、受講年月日が証明できるものについては、個別に検討する。(必ず、申請書提出以前に問い合わせてください)

※島内の組合、団体等が外部の専門講師を伴わずに独自に行う講習は、基本的に認めない。